男鹿市
休日の中学校部活動の地域移行に関するガイドライン

令和６年２月

１　本ガイドライン策定の趣旨

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成２９年に部活動指導員制度の導入、平成３０年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行った。平成３１年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘された。

これらを踏まえ、令和２年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められ、令和４年１２月には、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン*」が策定された。学校部活動の地域移行は「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することで、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すこととした。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう､学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要であるという考えが示された。

これらを受けて、本市では、学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子供たちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、運営体制の構築、指導者の確保や活動する場の保障等の環境整備等の充実を図ることとした。また、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を一体的に整備し、地域スポーツ・文化芸術活動の振興につなげられるよう、休日の中学校部活動地域移行に関する協議会を経て、本ガイドラインを策定することとした。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン*」（令和４年１２月　スポーツ庁・文化庁）

２　本市の現状

本市の中学校は、令和５年度から男鹿南中学校と男鹿東中学校の２校となった。生徒数の減少により、単独チームでの大会やコンクール等への出場が困難となり、合同チームでの出場を余儀なくされる機会も増えている。また、人数不足により練習内容に制限が生じたり、競技等の特性を味わう活動機会が減少したりするなど、部活動の魅力の低下につながっており、この状況は更に加速するものと考えられる。

また、社会全体の人口減少や高齢化による地域スポーツ・文化芸術活動への影響も顕著であり、活動人口の減少や活動組織の継承者不足が課題となっている。

そこで、地域の一員として、子供から大人まで、継続してスポーツや文化芸術活動に親しむとともに、次の世代への継承者として、指導やサポートにあたる人材を恒久的に育てて行く環境を整備する必要がある。

３　本市の休日の中学校部活動地域移行の目指す姿

将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校と地域で子供を育てる。

４　運営体制

(1) 運営主体（事務局）

運営主体（事務局）は、教育委員会、文化スポーツ課、スポーツ協会（所属団体を含む）で構成する。これを「男鹿市部活動地域移行運営委員会」とする。

(2) 男鹿市部活動地域移行運営委員会の業務

① 運営全体に関すること

ア　運営方針の決定
イ　活動の周知に係る広報活動（生徒・保護者へ、地域へ、指導者へ）
ウ　指導者の確保、派遣依頼
エ　参加者名簿の作成
オ　会費等の設定
カ　研修会の実施

② 活動のマネジメント【学校・部活動担当者との連携】

ア　活動方針の確認
イ　活動計画（日時、場所等）の確認と作成
ウ　活動実施報告書の作成
エ　活動施設の確保（予約等）
オ　生徒の保険加入手続き等

③　指導者のマネジメント【指導者との連携】
ア　指導シフトの作成
イ　活動方針、活動計画の伝達・周知
ウ　謝金の支払い
エ　指導者の保険加入手続き等
④　運営事務に関すること
ア　会費等の徴収
イ　出欠の確認、連絡
ウ　保険支払いの手続き等
⑤　その他
ア　①～④以外の業務が生じた場合の対応

(3) 活動場所
各中学校のグラウンド、体育館等での活動を原則とし、必要に応じて公共のスポーツ・文化施設等を活用する。

５　活動の方針

(1) 部活動の意義の継承
「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動においては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。(学習指導要領総則より)」とする部活動の意義を継承し、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ資質・能力を育てるとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感の育成、仲間や指導者と密接に触れ合うことによる人間関係の形成能力の育成に努める。

(2) 適切な指導の実施
練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を説明し、コミュニケーションの充実を図ることで、スポーツ・文化芸術活動への意欲を高める。
また、生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導、場面に応じ理由を明らかにして叱ること等、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けることで、他者と関わりながら成長する喜びを実感できるようにする。

①　暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の絶無の徹底
暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等は、生徒の心身に深刻な悪影響を与える行為である。次に例示する発言や行為は、指導者として許されないものであり、絶対に行わないことを保護者も含めた関係者で共通認識することが重要である。

ア　殴る、蹴るなど身体に対する侵害をすること。
イ　社会理念、医・科学に基づいた健康管理、安全管理の点から認めがたい限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すこと。
（例）・長時間にわたる正座、直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・水分補給をさせずに活動させる。
・相手の生徒が受け身をできないように攻撃をしたり、まいったと意思表示をしているにも関わらず攻撃を続けたりする。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
ウ　パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な発言や行為、嫌がらせを行うこと。
エ　セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。
オ　身体や容姿、性格等を侮辱したり否定したりすること。
カ　特定の生徒に対して執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与えること。
キ　特定の生徒に対して指導放棄をすること。

② 事故防止と安全確保の徹底

指導者は、活動中（準備、片付けを含む）のけがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するために、次に例示することを徹底する。
ア　指導者のもとで活動すること。
イ　各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう配慮するとともに、生徒の体調等を確認すること。
ウ　事故が起こった場合の対処の仕方、医療機関や関係者等への連絡体制を確認しておくこと。
エ　施設や設備、用具等に不備があった際は、速やかに運営主体に報告すること。
オ　生徒が積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすること。
カ　生徒、指導者共にスポーツ安全保険に加入すること。

③ 休養日及び活動時間の厳守の徹底

１日の活動時間は、長くとも３時間程度とし、土曜日及び日曜日の少なくとも１日を休養日とする。また、原則として第１・３・５日曜日は、活動休止日とする。週末に公式等大会への参加により連続して活動した場合は、休養日を他の日に振替える。

定期試験、学校行事等の前後に必要な活動休止日を設ける。

生徒が十分な休養を取ることができるよう、学校の長期休業等を利用して、ある程度長期の休業期間（オフシーズン）を設ける。

④ 研修の充実

運営主体（事務局）は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶の徹底、事故防止と安全確保の徹底のために、指導者を対象とした研修の機会を、年１回以上設ける。

６　不適切な指導や事故発生時等の対応

(1) ５（２）①に例示した指導（疑いを含む）発生時の対応について

指導者の生徒に対する不適切な指導、またはその疑いがある行為について申し出や報告を把握した段階で、運営主体、競技団体、学校が確実に情報を共有し、連携しながら迅速かつ適切な対応を行う。

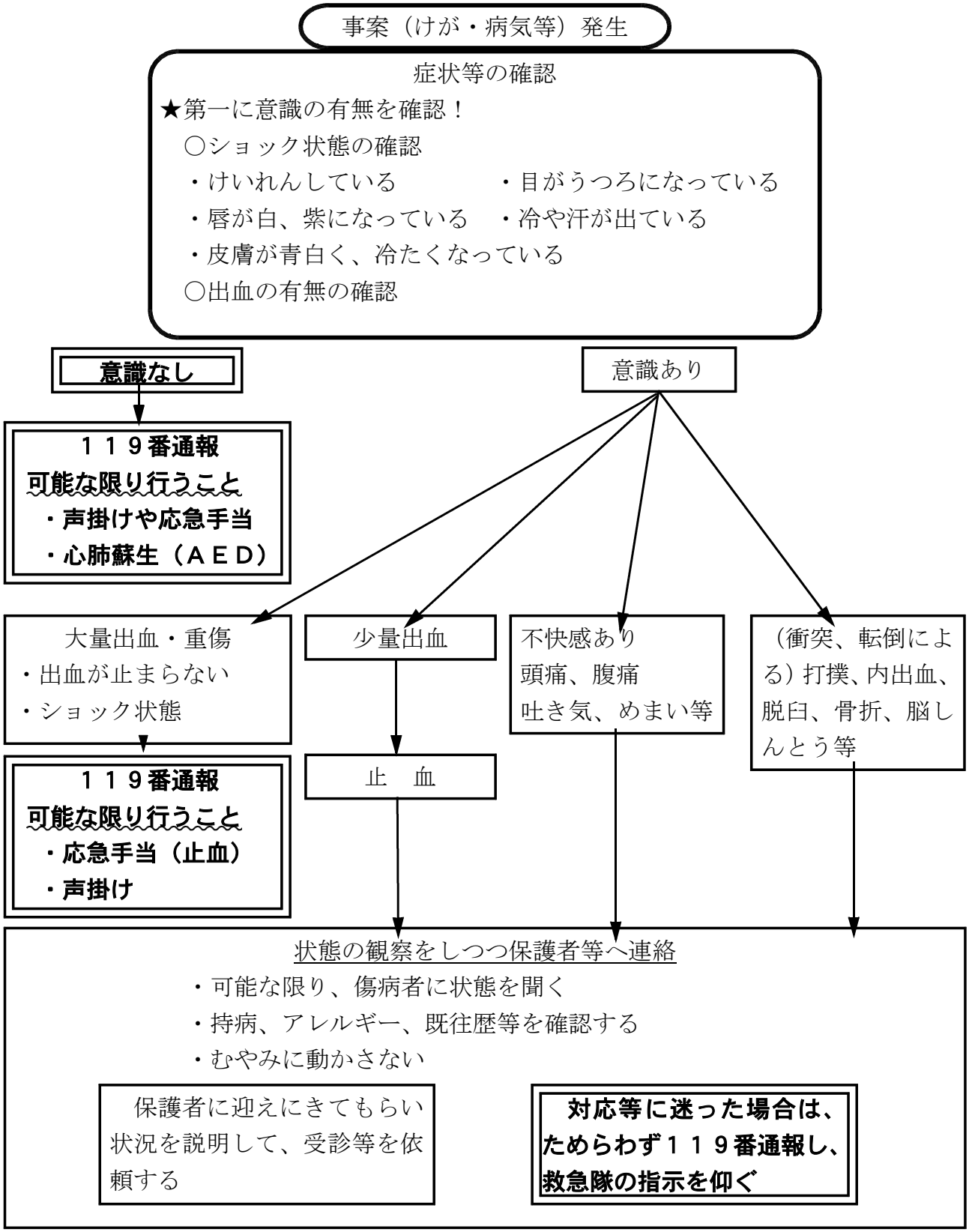
(2) 活動中のスポーツ事故等発生時の対応について

活動中に事故等が発生した際は、別紙「緊急時の対応フローチャート」に従い、状況を適切に判断し、迅速に対処することで被害等を最小限に抑える。また、指導者は、活動の際、スポーツ事故対応ハンドブック＊（令和２年１２月独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部発行）を常に携帯する。

スポーツ事故対応ハンドブック＊（令和２年１２月独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部発行）

【別　紙】

緊急時の対応フローチャート



《緊急連絡先一覧》
○男鹿みなと市民病院　☎０１８５－２３－２２２１
○運営主体　☎０１８５－２３－２１１１（男鹿市役所）
○男鹿南中　☎０１８５－２３－３２４１　○男鹿東中　☎０１８５－２５－３２１５